

資料

1. 用語解説（五十音順）

あ行

- えんげ
嚥下
水分や食べ物を口の中に取り込んで咽頭から食道や胃に送り込む事。

か行

- 基本チェックリスト
高齢者の生活機能を評価し、要介護状態となるリスクを予測することを目的に開発された25項目の質問票。
- けんしん けんしん
健診、検診
健診は健康か否かを確かめるもので、乳幼児健康診査や学校歯科健康診断などが含まれる。検診は特定の病気を見つけるために行われるもので、歯周疾患検診やがん検診などが含まれる。
- ケアマネジャー（介護支援専門員）
介護保険サービスの利用希望者などからの相談に応じ、適切なサービスが受けられるように介護サービス計画を立てたり、関係機関との連絡調整を行ったりする資格を持った者。
- こうくう
口腔
唇、頬、舌、口蓋、歯などからなる消化管最上部。
- こうくうきのう
口腔機能
食べる、話す、息をする、表情を作るなどの口の働き。
- こうくう
口腔ケア
歯、舌、粘膜などの汚れを取り除く「器質的ケア」と、しゃべる・噛む・安全に飲み込むなどの機能を維持・回復するための「機能的ケア」のこと。
- こうごう
咬合
上下の顎の歯が噛み合う位置関係。かみ合わせ。
- こうしんへいさ
口唇閉鎖
上唇と下唇が閉じている様子。
- ごえんせいはいえん
誤嚥性肺炎
飲み込む機能の低下により、本来食道に入る飲食物や唾液等が気道から肺に入り、口腔内の細菌により起こる肺炎の事。胃液が食べ物と共に食道を逆流して起こることもある。

さ行

- ししゅうびょう ししゅうしっかん
歯周病（歯周疾患）
歯と歯ぐきの間隙から侵入した細菌が歯肉に炎症を引き起こし、さらには歯を支える骨を溶かしてしまう病気。歯肉のみに炎症がおこる歯肉炎と、他の歯周組織まで炎症がおこる歯周炎などがある。歯周病とむし歯が歯を失う2大原因である。

- 歯^{しゅう}周ポケット
歯と歯ぐきの間の溝。
- 生活アンケート
平成 25 年 3 月に「健康づくり計画」策定等の基礎資料として行ったアンケート調査。
- 生活習慣病^{せいかつしゅうかんびょう}
生活習慣が深く関与する疾患。糖尿病、脳血管疾患、心臓病、歯周病などがある。
- 摂食嚥下^{せつしょくえんげ}
「摂食」とは、食べ物を認識して口に取り込み、嚥んで飲み込める状態にすること。「嚥下」は飲み込む事を言う。口の中に食物をとりこんで、嚥んで飲み込む一連の動作。
- 咀嚼^{そしゃく}
食物を歯で噛み砕く事。

た行

- 態癖^{たいへき}
歯や口腔組織に悪影響を及ぼす習癖のこと。普段無意識にしてしまう頬杖、横向き寝、うつ伏せ寝、片側噛み、唇の巻き込み、噛み締めなどがある。
- 同規模市町村（自治体）^{どうきぼしちやうそん}
全国自治体を人口規模によって分類し、医療・健診データ等を比較している。当市は人口 5 万～10 万未満の区分に分類され、この中には全国で 269 市町村が入っている。
(平成 26 年 8 月現在)

な行

- 2型糖尿病^{2がたとうにょうびょう}
糖尿病の種類のうち、インスリンの出る量が少なくなったり、インスリンの働きが悪いため、ブドウ糖がうまく取り入れられなくなって発症する。食事や運動などの生活習慣が関係している場合が多い。わが国の糖尿病の 95%以上を占める。

は行

- フッ化物^{ふっかぶつ}
フッ素を含む化合物で、むし歯予防に効果がある。むし歯予防の利用方法には、フッ化物入り歯みがき剤、歯科医院などで行うフッ化物塗布、フッ化物溶液でブクブクうがいする洗口（せんこう）などがある。
- 不正咬合^{ふせいこうごう}
咀嚼器官が何らかの原因で形態・発育・機能などに異常をきたし、その結果、正常な咬合（かみ合わせ）状態ができなくなる事。

ま行

- むし歯
口の中の細菌が糖を利用して酸を作り、その酸によって歯が溶かされ穴になる病気。

2. 安曇野市歯科口腔保健条例

平成26年9月30日条例第29号

(目的)

第1条 この条例は、歯科口腔保健の推進に関する法律（平成23年法律第95号）に基づき、健康を維持増進する上で重要な役割を果たしている歯と口腔（くう）の健康づくりについて基本となる事項を定め、歯と口腔の健康づくりに関する施策を総合的かつ計画的に推進することにより、市民の生涯にわたる健康の保持増進を図り、もって健康長寿の確立に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 歯科医療等関係者 歯科医師、歯科衛生士、歯科技工士その他の歯科医療又は歯科保健指導に係る業務に従事する者
- (2) 保健医療等関係者 保健、医療、社会福祉又は教育に係る業務に従事する者であって歯と口腔の健康づくりに関する業務を行うもの（歯科医療等関係者を除く。）
- (3) 事業者 労働者を使用して市内で事業を行うもの

(基本理念)

第3条 市民が歯と口腔の健康を維持するために、日常生活において自ら歯と口腔の健康づくりに取り組むとともに、生涯にわたり地域において適切な歯と口腔の保健医療サービスを受けることができる環境整備を推進することを基本として行わなければならない。

(市の責務)

第4条 市は、前条に規定する基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、国、長野県、歯科医療等関係者、保健医療等関係者その他の関係者と連携を図り、歯と口腔の健康づくりに関する施策を総合的かつ計画的に実施する責務を有する。

(市民の責務)

第5条 市民は、基本理念にのっとり、歯と口腔の健康づくりに関する知識及び理解を深めるよう努めるものとする。

2 市民は、市が実施する歯と口腔の健康づくりに関する施策の活用並びに歯科医療等関係者による定期的な歯科検診の受診及び必要に応じた歯科保健指導を受けることにより、自ら歯と口腔の健康づくりに積極的に取り組むよう努めるものとする。

(歯科医療等関係者の責務)

第6条 歯科医療等関係者は、基本理念にのっとり、市が実施する歯と口腔の健康づくりに関する施策に協力し、良質かつ適切な歯科医療及び歯科保健指導を行うよう努めるものとする。

(保健医療等関係者の責務)

第7条 保健医療等関係者は、基本理念にのっとり、相互に連携を図りながら、歯科医療等関係者と連携して市民の歯と口腔の健康づくりを推進するとともに、市が実施する歯と口腔の健康づくりに関する施策に協力するよう努めるものとする。

(事業者の責務)

第8条 事業者は、基本理念にのっとり、従業員の歯と口腔に関する健康診断及び保健指導の機会の確保その他職場環境の整備をするよう努めるものとする。

(基本的施策の実施)

第9条 市は、市民の歯と口腔の健康づくりを推進するため、基本的施策として次の事項について実施するものとする。

- (1) 歯と口腔の健康づくりに関する情報の収集及び関係者との連携体制の構築に関すること。
- (2) 歯と口腔の健康づくりに関する普及啓発に関すること。
- (3) 乳幼児期、学齢期、成人期及び高齢期におけるそれぞれのライフステージに応じた歯科疾患の予防並びに口腔機能の獲得又は維持向上に関すること。
- (4) 妊産婦、障害者(児)及び介護を必要とする者の歯科疾患の予防並びに口腔機能の獲得又は維持向上に関すること。
- (5) フッ化物応用・洗口等によるむし歯の予防対策に関すること。
- (6) 定期的な歯科検診の受診又は歯科保健指導を受けることの勧奨に関すること。
- (7) 歯科疾患に関連のある生活習慣病対策及び喫煙による歯と口腔の健康被害の防止対策に関すること。
- (8) 歯と口腔の健康づくりの推進に資する調査研究に関すること。
- (9) 歯と口腔の健康づくりに携わる者の確保及び資質の向上に関すること。
- (10) 前各号に掲げるもののほか、歯と口腔の健康づくりを図るために必要な施策に関すること。

(歯科口腔保健行動指針)

第10条 市は、生涯にわたる市民の歯と口腔の健康づくりに関する基本的施策を総合的かつ計画的に推進するため、歯科口腔保健行動指針を策定しなければならない。

- 2 市は、歯科口腔保健行動指針を策定するときは、市が策定する健康づくりに関する計画との調和及び連携に配慮するものとする。
- 3 市は、歯科口腔保健行動指針を策定するときは、広く市民の意見を聴くとともに、歯と口腔の健康づくりに関する学識経験者等の意見を聴かなければならない。
- 4 市は、歯科口腔保健行動指針における施策の進捗状況及び市の策定する健康づくりに関する計画との整合性を踏まえ、複数年ごとに見直しを行うものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

3. 策定の経過

○歯科口腔保健条例等検討会議

日時	会議	内容
平成 25 年 4 月 23 日	第 1 回歯科口腔保健条例等検討委員会	市・歯科医師会の歯科保健の 取り組み
5 月 13 日	第 2 回歯科口腔保健条例等検討委員会	市の歯科口腔保健条例の理念 と目的
6 月 10 日	第 3 回歯科口腔保健条例等検討委員会	市の状況と課題
7 月 10 日	第 4 回歯科口腔保健条例等検討委員会	歯科医師会から歯科保健の状 況と課題
8 月 12 日	第 5 回歯科口腔保健条例等検討委員会	市の歯科保健の状況と課題の 分析
9 月 20 日	第 6 回歯科口腔保健条例等検討委員会	現状と課題のまとめ
10 月 16 日	第 7 回歯科口腔保健条例等検討委員会	対策について（ワークショッ プ）
11 月 15 日	第 8 回歯科口腔保健条例等検討委員会	庁内各課との事業打ち合わせ
12 月 20 日	第 9 回歯科口腔保健条例等検討委員会	対策についてまとめ、目標に ついて
平成 26 年 1 月 24 日	第 10 回歯科口腔保健条例等検討委員会	目標・目標値について 今後の会議等の流れについて
2 月 19 日	第 11 回歯科口腔保健条例等検討委員会	全体まとめ
3 月 25 日	第 12 回歯科口腔保健条例等検討委員会	条例内容検討 歯科口腔保健部会の設置につ いて

○歯科口腔保健部会

日時	会議	内容
平成 26 年 4 月 30 日	第 1 回歯科口腔保健部会	条例について 今後のスケジュールについて
5 月 26 日	第 2 回歯科口腔保健部会	条例・シンポジウムについて
6 月 30 日	第 3 回歯科口腔保健部会	ライフステージごと対策について
7 月 29 日	第 4 回歯科口腔保健部会	条例パブリックコメントについて
8 月 25 日	第 5 回歯科口腔保健部会	対策について
9 月 29 日	第 6 回歯科口腔保健部会	対策について
平成 27 年 2 月 5 日	第 7 回歯科口腔保健部会	歯科口腔保健行動指針原案検討
3 月 3 日	第 8 回歯科口腔保健部会	歯科口腔保健行動指針最終検討

4. 作業部会構成員

(1) 歯科口腔保健条例等検討会議委員名簿（歯科医師会）

（平成 25 年 4 月～平成 26 年 3 月）

（敬称略）

部会	座長	委員
妊産婦専門部会	佐野 文秀	丸山 泰彦 山本 朋章
乳幼児学童生徒専門部会	丸山 慶四郎	飯田 光穂 堀内 隆雄
成人専門部会	上條 義光	石田 一夫 三枝 公昭 飯島 一弘
高齢者障がい者・介護専門部会	小穴 実	高橋 喜博 下條 勝彦

(2) 歯科口腔保健部会委員名簿

（平成 26 年 4 月から）

（敬称略）

所属	職名	氏名
安曇野市歯科医師会	部会長	石田 一夫
	副部会長	山本 朋章
		佐野 文秀
		飯田 光穂
		高橋 喜博
安曇野市社協訪問看護 ステーション		井原 恵子
在宅歯科衛生士		丸山 安基子
安曇野市健康づくり推進員会		花岡 伸泰